

回答書

令和6年3月21日

担当部局名 環境部 環境課

入 札 日 令和6年3月27日

入 札 番 号 第9号

案 件 名 鹿沼市公共施設LED照明機器借上事業（第2期）

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>仕様書5 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。</p>	<p>賃貸借契約書第4条に記載のとおり、賃借人が災害、感染症のまん延その他止むを得ない事由があると認める場合に限り可能です。この場合、その事由を具体的に明記した書面をもってご協議いただきます。</p>

<p>賃貸借契約書全般 指名通知書 2 1 賃貸借契約書の内容に変更が生じる場合、契約書提出の期限は別途協議との認識で宜しいでしょうか（協議に時間が要することが予測される為、4月1日までの提出が困難です）。</p>	<p>ご認識のとおりです。事前にご連絡ください。</p>
<p>仕様書 1 1 物件に付保致します保険は、一般的な動産総合保険（時価ベース）への加入で宜しいでしょうか。</p>	<p>物件に付保する保険は、賃貸人が加入するものであるため、加入の是非及び内容についての指定はありません。保守内容の履行に足る保険に加入してください。</p>
<p>仕様書 1 1 本件、物件に対しては動産総合保険の付保を予定しておりますが、万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃貸借料金については別途協議との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>仕様書 4 賃貸借契約開始前に物件の仮使用を認める事と記載がありますが、賃貸借契約開始前の仮使用期間中に発生した故障などに伴う費用負担は、貴市の負担という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>故障等の原因によります。故障等の原因が、物件設置工事に起因する場合は、賃貸人の負担により復旧していただきます。</p>
<p>仕様書 4 上記質問同様に賃貸借契約開始前に物件の仮使用を認める事と記載がありますが、賃貸借契約開始前の仮使用期間中に万一、地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合の費用負担は、残賃貸借料金も含めまして貴市と別途協議する認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>指名通知書 7 本件の賃貸借契約は、「債務負担行為」との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり、債務負担行為です。</p>

<p>指名通知書7（「債務負担行為」による契約の場合はご放念ください。）</p> <p>万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、残賃借料のご負担について、貴市負担にてご精算をお願い出来ますでしょうか。</p>	
<p>仕様書16(1) 第三者に業務内容の一部を履行させる場合は、任意様式の書面による申請との認識でお間違いないでしょうか（貴市様式がございましたら、ご教示頂けますと幸いです）。</p>	<p>本事業の履行内容の一部を第三者に実施させる場合は、事業開始までに、書面により申請していただきます。</p> <p>(1) 市内業者を選定する場合 様式は任意です。</p> <p>(2) 市外業者を選定する場合 「別紙3 市外業者選定理由書」を提出してください。</p> <p>(3) 市内外業者いずれも選定する場合 (1)及び(2)それぞれの書類を提出してください。</p> <p>また、これらの書類とは別に、本事業の履行内容の一部を第三者に実施させる場合、本事業に関わる全ての下請業者を記載した「下請業者一覧表（様式任意）」を提出してください。</p>
<p>入札全般 入札に必要な書類は、貴市様式の「入札書」のみとの認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>なお、落札決定後7日以内に各施設のリース料を税抜きで記載した別表（別紙4）を提出していただきます。</p> <p>また、施設ごとの費用明細を別途求める場合があります。この場合の提出期限等は、協議の上設定いたします。</p>

<p>郵送入札のご案内 「入札用封筒」への封印について、貴市への「届出印」にて実施でお間違いないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>郵送入札のご案内 「入札用封筒」への封印について、個数や封印箇所等指定がございましたら、ご教示願います。</p>	<p>特に指定等はございません。</p>
<p>郵送入札のご案内 「入札用封筒」や「送付用封筒」について、指定（白地、社名入り等）がございましたら、ご教示願います。</p>	<p>特に指定等はございません。</p>
<p>指名通知書 5 「入札書を書留郵便又は持参により提出」とありますが、入札者（法人）社員が持参する場合、委任状が必要となりますでしょうか。</p>	<p>入札書を持参する場合でも委任状の提出は不要です。</p>
<p>指名通知書 5 入札書を持参する場合、入札書を入れる封筒に記載すべき事項等がありますでしょうか。</p>	<p>郵送する場合と同様に、入札書在中と朱書きしてください。</p>
<p>仕様書 1 6 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。</p>	<p>構いません。その場合、仕様書 8 -(1)・キ、ク、ケ及び仕様書 16-(1)、(2)にご留意ください。 ※質問文中にあります「満了時の物件撤去」について、リース期間終了後の取扱いは、仕様書 10 リース期間終了後の物件の取扱いにご留意ください。</p>

<p>仕様書 1 6</p> <p>前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受注するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。）。</p>	<p>構いません。上述のとおりです。</p>
<p>仕様書</p> <p>要求事項に記載されている仕様を満たすことが必須条件と理解しましたが、同等品の定義に関しては、単なる省エネ効率ではなく、規模の大きな本事業における経済効果、照明環境維持の観点から</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 本当たりの消費電力 ◎ 1 本あたりの光束値 <p>に関して、要求事項に示されている消費電力を上限値、光束値を下限値と考え、いずれもクリアすることが条件という認識でお間違いないでしょうか？</p>	<p>仕様書 6 -(1)に記載のとおり、仕様で示したスペックを 90% 以上満たす機器であれば、参考提示機器以外も選定可能です。具体的には、消費電力 13.8W 以下かつランプ光束 2500 lm 以上を指定している場合、消費電力 15.18W 以下かつランプ光束 2250 lm 以上の機器であれば同等品として認めます。</p>

<p>仕様書 リース対象品は新品(未使用品)であることを要件とされており、その根拠資料としての製造者発行の出荷証明書の提出は必要でしょうか？</p> <p>提出は着工前に完了すると言う認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>仕様書 8-(4)-イに記載のとおり、工事施工前に LED 照明器具に係る出荷証明書を提出していただきます。</p>
<p>仕様書 ここのところ他の自治体における類似の入札において、落札後に落札事業者が仕様書内容の変更を求め当初の内容とは大幅に異なるものに変更された事例が複数あったと伺っております。貴市においては正当の理由なく本仕様書の変更を求めるものには一切応じないという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>落札後の物件の仕様内容の変更は、入札時の応札額等の条件に影響を及ぼすこととなり、適正な入札執行を妨げるものであるため、一切応じられません。</p> <p>ただし、施工及び保守に関する事項等について、賃貸人及び賃借人の協議の上決定する事項もあります。</p>
<p>仕様書 5、物件の設置期限で記している 19 施設の設置期限は</p> <p>1.単なる目安ではなく設置期限遵守が応札条件と言う認識でよろしいでしょうか？</p> <p>2.各月の末日が最大期限と言う認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>1.及び2.いずれもご認識のとおりです。</p>
<p>建設業法について</p> <p>建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、物件導入業者が当該業務を請負い、あくまでリース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

<p>納期遅延・物件瑕疵について</p> <p>受注者の責によらない不可抗力により納期遅延や納入物件の瑕疵が発覚した際は、違約金や指名停止等のペナルティは課されず、契約手続き及びその後の対応について別途協議とさせていただきますでしょうか？</p>	<p>賃貸借契約書第4条に記載のとおり、賃借人が災害、感染症のまん延その他止むを得ない事由があると認める場合に限り可能です。この場合、その事由を具体的に明記した書面をもってご協議いただきます。</p>
<p>仕様書 P.6-11-(1)</p> <p>保守期間における加入保険については、残賃借料を上限とする時価ベースの内容でよろしいですか。</p>	<p>物件に付保する保険は、賃貸人が加入するものであるため、加入の是非及び内容についての指定はありません。保守内容の履行に足る保険に加入してください。</p>
<p>仕様書 P.6-11-(2)</p> <p>一次受付専用窓口の設置とは、事業者窓口とは別の 24 時間対応コールセンターの開設を指しますか。</p>	<p>リース期間中における照明の不具合の迅速な復旧という目的を果たすことができるのであれば、事業者窓口とは別の窓口を設ける必要はありません。</p>
<p>仕様書 P.7-12</p> <p>施設賠償保険の加入を必須とすると解釈してよろしいですか。</p>	<p>賃貸人が加入するものであるため、加入の是非及び内容についての指定はありません。</p>
<p>既存器具 PCB、アスベストが発見された場合、その対応については別途と考えてよろしいですか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>事業者の責によらない事由により本件が中途解約となる場合、残金相当額を速やかに決裁の上で事業を終了すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約解除の事由が、賃貸借契約書（ひな形）第14条及び第17条によらず、かつ賃貸人の責によらない場合、賃貸借契約書（ひな形）第20条により契約解除（事業終了）することができます。この場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人はこれを賠償するものとします。</p>

<p>仕様書 P.3-6-(1) 仕様スペックを 90%以上満たす機器を選定可能とする記載について、その主旨は、賃貸借仕様書における提示機器を参考として、同等品を選定可能とする旨と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>物件仕様一覧表（別紙1）において指定するスペックを 90%以上満たす機器が選定可能となります。具体的には、消費電力 13.8W 以下かつランプ光束 2500 lm以上を指定している場合、消費電力 15.18W 以下かつランプ光束 2250 lm以上の機器であれば同等品として認めます。なお、既存器具形状及び参考型番一覧表（別紙2）に記載の参考型番は、設計の参考としてご活用いただくものであって、今回の対象物件を指定するものではありません。</p>
<p>仕様書 P.5 8-(1)-キ、ク 優先的に選定、交渉を行った結果、積算価格等の事由により市外業者を選定する事となった場合、これを認めると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>設置工事及び保守作業を委託する場合、原則、リース期間内における保守を迅速かつ適切に実施するため、市内業者を選定してください。ただし、特別な事情があり、やむを得ず市外業者を選定する時は、施工前に「別紙3 市街業者選定理由書」を市長に提出し、認可を受けていただきます。</p>
<p>仕様書 P.8-16-(2) 特段の事情とは、具体的にどの様な事情を指しますか。複数御例示ください。</p>	<p>特段の事情として想定しているものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術不足（今回の施工方法に対応できない。） ・人工不足等により設置期限までの施工ができない。 ・市外業者と比べ、施工費が極端に高額である。